

意見書

平成 22 年 1 月 20 日

郵政改革推進室 御中

郵便番号 100-8216
住所 東京都千代田区丸の内 1-3-1

提出者名 (個人、団体等) 全国銀行協会

連絡先 金融調査部
03-3216-3761 (代)

郵政改革に関する意見募集について、以下の通り意見を提出します。

(提出する意見項目)

- ② 郵政改革の方向性・今後の課題等
意見の内容は別紙を参照

平成 22 年 1 月 20 日

郵政改革に係る考え方について

I. 郵政改革に係る基本的な考え方

- ・ 財政投融资改革による郵便貯金の資金運用部への全額預託義務の廃止、民間金融機関の店舗網の充実等により、「官業」としての「少額貯蓄手段の提供」という郵便貯金事業の制度目的・意義は乏しい。
- ・ 郵政改革における郵便貯金事業の見直しの原則は「適正な規模への縮小」「民間金融機関との公正な競争条件の確保」「郵政 3 事業間の適切なリスク遮断」である。官業ゆえの特典とそれにもとづく規模の肥大化といった構造を是正して金融市場における公正な競争を促すことを通じて、公的部門から民間部門へ資金の流れを変え、わが国経済の発展および国民の利便向上を図ることが重要である。
- ・ 郵政改革の結果、郵便貯金事業に対する政府出資が残る等の政府関与がある場合には、民間金融機関との競争条件に著しい不均衡がもたらされる可能性がある。従って、完全民営化を前提として進められてきた業務範囲の拡大は認めるべきでなく、むしろ民業補完、公正な競争条件確保の観点から業務範囲等の規制・制限が必要となる。
- ・ 今後、郵便貯金事業のあり方がいかなる方向性で見直しがされるとしても、公正な競争条件を確保できない「暗黙の政府保証」を含めた官業ゆえの特典を保持しながら、民間金融機関と同様のビジネスを実施することは許容できず、官業としての位置付けを併せもつ場合には民業の補完に徹するべきである。

II. 個別論点に対する考え方

(1) 業務範囲について

- ・ 今般の郵政改革により、郵便貯金事業に政府出資が残るなど官業の位置づけとなる場合には、民間金融機関との公正な競争条件の確保が困難なため、新たな業務への参入を許容すべきではない。
- ・ 例えば、中小企業等向け金融については、民間金融機関はその円滑化に全力をあげて取り組んでいるところであり、民間が対応困難な場合にも、既に日本政策金融公庫等の公的機関により十分に民業補完の措置が図られている。こうしたなか、公正な競争条件の確保、将来的な国民負担の発生可能性回避の観点もふまえれば、中小企業等金融の分野に新たな公的機関が参入する必要性はない。

- ・ 預入限度額についても、財政投融资改革以前の全額預託義務の廃止、民間金融機関の店舗網の充実等を鑑みれば、限度額の引上げや撤廃は措置すべきではなく、むしろ民業補完、公正な競争条件確保の観点より、制限の強化を検討すべきで、こうした措置を通じ、適正な規模への縮小を進めていくべきである。
- ・ こうして、郵便貯金事業としては民業の補完を徹底し規模縮小を進めていく一方で、郵政事業全体としては郵便局ネットワークの販売網を最大限活用できる事業計画を検討していく等により、郵政事業全体としての収益性・効率性向上に資すると同時に、国民利便の向上やわが国経済の健全な発展にも繋がるものとする。
- ・ 一方、郵政改革検討の結果、仮に、従来の方針通り、郵便貯金事業が将来的に完全民営化される場合も、完全民営化にかかる移行期間において民間金融機関との公正な競争条件が確保されない場合には、新たな業務への参入を許容すべきではない。また、完全民営化までのプロセスにおいて、「経営規模の縮小」「公正な競争条件の確保」「地域との共存」等についての配慮が必要である。
- ・ なお、いずれの方向で改革される場合においても、まずは、今後の郵便貯金事業について、上記の観点を踏まえた事業計画の全体像や規模縮小を図るための具体的なあり方等について明らかにされるべきである。また、これまで完全民営化を前提として既に拡大された業務についても、民間金融機関との公正な競争条件の確保や民間業務への影響等を適宜検証し、必要に応じて業務範囲の再見直しを検討すべきと考える。

(2) 検査・監督等について

- ・ 監督当局の検査・監督については、民間金融機関との公正な競争条件の確保や、わが国金融システムの健全性の確保等の観点から、見直し後の政府関与の有無にかかわらず、銀行同等の検査・監督の維持が必要である。
- ・ 民営化時に措置された「政府保証の廃止」「納税義務」「新旧勘定の分離」等については、民間金融機関との公正な競争条件の確保や、財政負担の極小化等の観点から、一定の政府関与が残る場合においても基本的に維持されるべきである。

(3) その他

- ・ グループの経営形態（郵政3事業のあり方）については、他の事業のリスクが郵便貯金事業に波及し、わが国金融システムの健全性に悪影響を及ぼすことを防止する観点から、郵便貯金事業を引き続き他の事業から分離するなど、3事業間の適切なリスク遮断が措置されるべきである。

- ・ 郵便貯金事業等において、利用者の安心や利便性を担保する観点から、適正な業務遂行を確保するため、内部管理・コンプライアンス態勢のさらなる充実・強化に取り組むことが不可欠である。
- ・ 郵便貯金事業の規模縮小、民間金融機関との公正な競争条件確保、適切なリスク遮断等が確実に行われているかのチェック等のため、必要に応じ、第三者による公正・中立な立場の監視機関等を設置し、関係者からの幅広い意見聴取を行うべきである。

以 上